

議案第36号

南房総市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

南房総市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和8年6月8日提出

南房総市長 渡 辺 秀 和

南房総市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
南房総市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成18年南房総市条例第13
6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表南房総市千倉衛生センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号 南房総市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行										
<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南房総市水処理センター</td> <td style="text-align: center;">南房総市御庄607番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南房総市水処理センター	南房総市御庄607番地	<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南房総市水処理センター</td> <td style="text-align: center;">南房総市御庄607番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>南房総市千倉衛生センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>南房総市千倉町瀬戸331番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南房総市水処理センター	南房総市御庄607番地	<u>南房総市千倉衛生センター</u>	<u>南房総市千倉町瀬戸331番地</u>
名称	位置										
南房総市水処理センター	南房総市御庄607番地										
名称	位置										
南房総市水処理センター	南房総市御庄607番地										
<u>南房総市千倉衛生センター</u>	<u>南房総市千倉町瀬戸331番地</u>										
<p>第3条、第4条 (略)</p>	<p>第3条、第4条 (略)</p>										

附 則 (抄)

この条例は、公布の日から施行する。